

上越市選挙管理委員会告示 第 62 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 の規定による在外選挙人名簿に登録されている選挙人が国内において行う不在者投票の事務を取り扱う場所を次のとおり定めた。

令和 6 年 10 月 14 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 在外選挙人が行う不在者投票の事務を取り扱う場所

上越市市民プラザ不在者投票記載場所